（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会　次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　組合又は連合会の主要な業務に関する次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（(xiii)から(xvi)までに掲げる事項については、信託業務を行う場合に限る。）

［(i)～(xiv)　略］

(xv)　信託勘定有価証券残高（(xvi)に掲げる事項を除く。）

(xvi)　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

(xvii)　［略］

(3)　［略］

［二～へ　略］

［二・三　略］

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）	（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。	**第三十五条**　［同上］
［略］	［同上］
第十三条の六の八第一項	第十三条の六の八第一項
業務を第三者に委託する場合	業務を第三者に委託する場合
第十三条の六の九	
暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置	
第十三条の六の十	
暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等	
［略］	［同上］
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。